

畜産環境問題への対応

全国農業協同組合連合会技術主管 千葉寿夫

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が他の環境関連2法とともに、7月22日に成立し、同月28日に公布され、従来からの家畜の排せつ物に関連する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「水質汚濁防止法」、「悪臭防止法」等法規制に加えて、新たな段階に入り、所謂、環境元年と言える。

私が畜産環境関係に関わったのは、昭和57年に農林水産省畜産局畜産経営課環境保全班を担当し、当時は、閉鎖性の海域や湖沼における水質汚濁・富栄養化が問題となり、畜産污水に関する排水規制が強化される時期で、関係機関との対応や畜産環境対策の補助事業、畜産環境リース事業の拡充が始まる。

当時は、環境問題に伴う経営移転やふん尿処理施設の整備に加えて、ふん尿処理利用施設機械に対するリース事業のニーズが高く、毎年、拡充された。

畜産環境問題に関しては、農用地整備公団へ出向当時(昭和54年)、畜産基地建設事業における畜舎・ふん尿処理施設の実施計画の策定にあたって、地域住民からの反対で畜舎・ふん尿処理施設の建設計画が大幅に遅れた経験がある。特に当初の調査計画そのものが甘く、地域住民からの理解が十分に得られていない場合には建設の具体化の際に反対される。当初の場所で反対されて施設の設置場所を別の場所に変更しようとする、前の場所で反対された施設を安易に持ってくるなど次々に反対され、今日のゴミ処理施設等「迷惑施設」の設置に対する反対と同じである。

これまで、ふん尿処理(堆肥・液肥化)が十分に行わず環境汚染問題を起こしている農家が、悪臭等の発生防止を伴う堆肥・液肥化施設等を整備して環境対策を十分に行うと言っても、地域住民の理解を得ることは難しい。日頃の地域住民との信頼関係が解決の鍵である。

家畜飼養施設や堆肥センターの設置では、新たな場合はもちろん、既存施設の拡充も同様であり、今回、環境3法の制定を契機に地域住民の関心は一層高まって、地域との調和なくして畜産経営は存続できない情勢にある。

今後の畜産環境対策には、ふん尿の堆肥・液肥化施設等に対する補助、リース、融資、税制の優遇措置等のアメが用意される一方、野積みや素掘り等の不適切なふん尿処理に対しては指導、勧告、罰則等のムチもあり、①畜産農家自体の意識改革、②ふん尿ばかりでなく生ゴミや他産業廃棄物資源の活用を含めた堆肥や液肥の生産とその利用における耕種等との連携による地域の資源循環型農業システムの確立、③地域の条件に応じた悪臭防止、堆肥・液肥の低コスト生産や品質の安定・向上等技術の開発・普及、④堆肥・液肥の生産利用(流通)に関する情報交換の強化や指導者の養成、⑤堆肥等の新たなニーズの開拓や生産から利用(流通)等を促進する支援対策の強化、地域の関係機関が一体となって畜産環境問題に取り組んでいく必要がある。